

鈴鹿市告示第 1 6 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、市道の区域を次のとおり変更し、及び告示する。

なお、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 1 4 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

路線名：平田東町 1 8 1 号線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
平田東町 1185 番地先から	旧	35.1	2.8～4.3
平田東町 1183 番 7 地先まで	新	35.1	4.4～5.4

路線名：東条西ノ垣内線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
三宅町 764 番 2 地先から	旧	23.0	2.1～3.3
三宅町字北条 765 番 1 地先まで	新	23.0	4.0

路線名：下大久保 7 4 号線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
下大久保町字西條 704 番 1 地先から	旧	35.0	3.2～6.3
下大久保町字御所垣外 646 番 3 地先まで	新	35.0	7.1～9.8